



さくら

掲載 令和7年度 決算の留意点

4月 2026 (令和8年) 卯月 - APRIL -
29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	・	・

ワンポイント GSS(ガバメントソリューションサービス)

デジタル庁が提供する政府共通の業務実施環境。国税当局では昨年より金沢・福岡国税局で導入が始まり、今年6月までに全国の国税局へ順次展開される予定です。税務署等職員との連絡に、GSSにより提供されるメール、Web会議、オンラインストレージなどの各ツールが、必要に応じて利用可能となります。

4月の税務と労務

- 国 税** 3月分源泉所得税の納付 4月10日
- 国 税** 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 4月30日
- 国 税** 8月決算法人の中間申告 4月30日
- 国 税** 5月、8月、11月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 4月30日
- 地方税** 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税** 固定資産税(都市計画税)第1期分の納付
市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税** 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日~4月20日
または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税** 軽自動車税の納付
市区町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労 務** 労働者死傷病報告(休業4日未満:1月~3月分) 4月30日

令和7年度 決算の留意点

令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用される法人税制には、法人税率の特例や中小企業経営強化税制の見直しなどが行われていますので、決算・申告手続きの際の留意点を確認します。

法人税率の特例

中小企業者等については、所得の金額のうち年800万円以下の金額について適用される税率は15%とされています。これを「中小企業者等の法人税率の特例」といいます。

この特例について、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、所得の金額が10億円を超える事業年度については、適用される税率が17%になります。【表1参照】

また通算法人は、この特例の適用対象法人の範囲から除外され、中小通算法人等の軽減対象所得金額以下の金額に適用される税率は19%になります。

ここで「通算法人」とは、完全支配関係のある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算と申告を行い、その中で、損益通算等の調整を行うグループ通算制度の対象となる法人をいいます。通算法人のうち、各事業年度終了の時ににおける資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人など一定の要件を満たす法人を「大通算法人」といい、大通算法人以外の普通法人である通算法人を「中小通算法人」といいます。

他方、「軽減対象所得金額」は、一定の場合を除き、年800万円を通算グループ内の法人の所得の金額の比で配分した金額とされます。

中小企業経営強化税制

中小企業経営強化税制について、対象となる経営力向上設備等が見直されています。

(1) 対象設備の見直し

対象設備について、次の見直しが行われています。【表2参照】

- ① 生産性向上設備(A類型)における生産性の指標が見直されました。また、収益力強化設備(B類型)における投資計画の投資利益率に係る要件が引き上げられました。
- ② デジタル化設備(C類型)が除外されました。
- ③ A類型、B類型及び経営資源集約化設備(D類型)から、暗号資産マイニング業の用に供する設備が除外されました。

(2) 経営規模拡大設備の新設

売上高100億円超を目指す中小企業に係る措置が新設されました。【表3参照】

具体的には、売上高100億円超を目指す投資計画における平均投資利益率が7%以上であること、及び、経営規模拡大要件に適合することについて、経済産業大臣の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備(経営規模拡大設



表1 法人税率の新旧対照表

※国税庁 HP 掲載の表を一部抜粋

法人の区分				適用税率		
				本則税率 【改正なし】	特例税率	
		改正前	改正後			
普通法人 ※特定の医療法人 を除く	中小法人	下記以外の法人 適用除外事業者に該当するもの	所得金額 年10億円以下	— (15%)	— (15%)	
			所得金額 年10億円超		— (17%)	
中小法人以外の普通法人			23.2%	—		
人格のない社団等、一般社団法人等、又は法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされているもの			所得金額 年10億円以下	— (15%)	— (15%)	
			所得金額 年10億円超		— (17%)	

※ カッコ内は、所得金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率

※ 中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額または出資金の額が1億円以下であるものなど一定の法人をいいます。

備)が追加され、一定の特別償却や税額控除を受けることができます。

賃上げ促進税制

賃上げ促進税制は、令和7年度の決算からの見直しはありませんが、適用の誤りが多いので、制度を確認します。

国内雇用者に支給した給与などの額が、前年度と比べて一定以上増加した場合に、増加額に税額控除割合を乗じた額を法人税額から控除する制度が、賃上げ促進税制です。全法人向け・中堅企業向け・中小企業等向けの制度があり、それぞれの制度によって、賃上げ要件や基本割合が異なります。教育訓練費の額が一定の割合で増加していることやプラチナくるみ等の認定を受けることによって税額控除割合の加算があります。

税額控除できる額は、調整前法人税額の20% (当期税額基準額)が上限になっています。また、中小企業等については、当期税額基準額を超える額は、最大5年間繰り越して、各期の上限の範囲内で調整前法人税額から控除することができます。この規定の適用を受けるためには、賃上げ促進税制の適用を受けた事業年度以後の各事業年度の確定申告書等に、明細書を添付する必要があります。

賃上げ促進税制では、「給与等の支給額」から「その給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」を控除することになっています。この控除する金額から、「役務提供の対価として支払を受ける金額」は除かれます。具体的には、看護職員処遇改善評価料及び介護職員処遇改善加算などは、「給与等の支給額」に含まれることになります。

表2 中小企業経営強化税制の見直し

類型	改正前		改正内容
	設備の内容	規模要件	
生産性向上設備 (A 類型)	旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上向上する設備	機械装置 (160 万円以上) 工具 (30 万円以上) 器具備品 (30 万円以上) 建物附属設備 (60 万円以上) ソフトウェア (70 万円以上)	・生産性の指標を単位当たり生産量、歩留まり率、又はコスト削減率に見直し ・暗号資産マイニング業の用に供する設備の除外
収益力強化設備 (B 類型)	投資利益率が5%以上の投資計画に係る設備		
デジタル化設備 (C 類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		除外
経営資源集約化設備 (D 類型)	修正 ROA 又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備		暗号資産マイニング業の用に供する設備の除外

※国税庁 HP 掲載の表を一部抜粋

表3 経営規模拡大設備

対象資産	規模要件	特別償却	税額控除
機械装置	1台又は1基の取得価額が160万円以上	即時償却 ※2	7% (10%) ※2 ※3
工具及び器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上		
ソフトウェア	一の取得価額が70万円以上		
建物及びその附属設備	一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が1,000万円以上	15% (25%) ※4	1% (2%) ※4

※1 特別償却や税額控除は、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するものに該当する場合または、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するもので、かつ、経営力向上が確実に行われるために必要なものに該当する場合に、適用することができます。

※2 対象資産は、機械装置、工具、器具備品、及び一定のソフトウェア

※3 カッコ内は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業者等の場合に適用されます。

※4 カッコ内は、経営の向上及び経営の規模の拡大に著しく資するもので、かつ、経営力向上が確実に行われるために必要なものに該当する場合に、適用されます。

4月の労務ピックアップ

障害者の法定雇用率引上げに向けた準備

令和8年7月1日から、民間企業の障害者の法定雇用率は2.5%から2.7%へ引き上げられ、雇用義務対象の企業規模は従業員数「40人以上」から「37.5人以上」と拡大されます。引上げ開始までに、余裕を持って準備を進めていくとよいでしょう。

人事担当者による手順の例として、まず自社におけ

る障害者の実雇用率を把握し、採用計画を検討します。障害者を採用する際は、業務内容の整理、配慮事項の確認、ハローワーク等との連携による求人票提出、職場定着を見据えた受入体制の整備などを行います。必要に応じ、厚生労働省や(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構等により公開されている資料をご参照ください。

あわせて、毎年6月1日時点の障害者雇用状況報告といった法令上の義務に加え、障害者雇用推進者の選任(努力義務)など、社内体制の整備も重要です。

障害者の通勤手当についての非課税限度額

Q 足が不自由であり、公共交通機関の利用もできないという事情がある障害者が、2km未満の距離を自動車により通勤している場合に、会社から支給される通勤手当について非課税の取り扱いは認められますか？

A 交通機関を利用する者に対する通勤手当については、通勤距離が2km未満であっても合理的な運賃の額を限度として非課税とされています。この場合の合理的な運賃の額は、その者の通勤に係る運賃や時間、距離などの事情に照らし最も合理的と認められる通常の通勤経路および方法による運賃等の額をいいます。これに対して、自動車などの交通用具を使用する者に対する通勤手当については、通勤距離が2km未満の場合は、その全額が課税対象となります。

通常、2km未満の通勤の場合の交通用具は軽微なものであり、距離も短いことから、通勤費用をほとんど

要しないと考えられ、交通用具を使用して2km未満の距離を通勤する場合に非課税が認められないとされています。しかし、今回の質問の場合のように、足が不自由という障害があるゆえに通勤の方法として自転車などの軽微な交通用具によることもできず、自動車通勤による通勤費用の負担を余儀なくされる等の特殊事情がある場合には、交通機関利用者と同様に取り扱い、自動車通勤による実費の範囲内に限り、交通機関を利用とした場合の合理的な運賃の額を非課税限度額として取り扱って差し支えないと考えられます。

※ このQ&Aは、この質問に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、この質問と異なる事情がある場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがありますので、ご注意ください。



弔慰金

会社の社員などが死亡した際に、遺族に対して弔意や生活保障の意味合いで支給される金銭を弔慰金といいます。会社が支給する弔慰金は、会社の就業規則の慶弔見舞金規定などの定めに従って支給されます。

被相続人の死亡によって受け取る弔慰金は、通常、相続税の対象となることはありません。ただし、実質上、退職手当金等に該当すると認められる部分は、相続税の対象になります。それ以外の部分については、次に掲げる金額を超える部分は、退職手当金等として相続税の対象になります。

- ① 業務上の死亡であるとき
被相続人の死亡当時の普通給与の3年分相当額
- ② 業務上の死亡でないとき
被相続人の死亡当時の普通給与の半年分相当額

税務の豆知識

軽自動車税

軽自動車税は、毎年4月1日の時点で原動機付自転車や小型特殊自動車、二輪の小型自動車および軽自動車を所有している人に対して、軽自動車の使用の本拠の位置となっている市区町村から課税されます。

軽自動車税は地方税なので、金額については標準税率が定められており、実際の納税額は使用の本拠の位置を管轄する市区町村が決めます。標準税率は車両の種類などによって異なりますが、四輪の乗用の軽自動車で自家用のものは10,800円です。環境への負荷の低減に資するための施策を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等については、概ね20%税率が上乘せされる経年車重課が導入されています。

軽自動車税は年課税のため、年の途中で使用を中止しても、残りの期間分について還付はされません。